

# 令和5年度 一般社団法人東京都農業会議 事業計画

## 基本的方向

東京都農業会議は、昭和29（1954）年の創立以来、農業委員会・農業委員とともに「東京の農地を守り経営を育む活動」を推進してきた。平成28（2016）年に一般社団法人化後も、東京都知事から東京都農業委員会ネットワーク機構及び平成30（2018）年には農地中間管理機構の指定を受け、農業委員会法等に基づく農地保全対策と担い手育成・支援対策を両輪とする一貫した活動を推進している。

令和5度においても、東京都農業会議は、この基本方針の下、東京の農業が意欲ある逞しい農業経営体によって持続的に担われ、多彩で魅力ある農業経営が都民の良好な生活環境に多面的な貢献を果たすことを支援し、もって、大都市東京に息づく活力ある東京農業の確立をめざす。

国は、農業従事者の高齢化や就業人口の急激な減少や耕作放棄地の拡大に歯止めがかからない中で、農業経営基盤強化促進法等関連法を改正し、地域の具体的な農地利用の姿を明確化する将来の「地域計画」及び「目標地図」を策定するとともに、多様な担い手を確保して、地域農業の維持・振興と活性化をはかることで、日本農業の活路を見いだそうとしている。

一方、東京農業においても就業人口や農地が減少傾向にある中で、市街化区域においては、2022年問題と称された特定生産緑地の指定申請が9割を超え、併せて都市農地貸借円滑化法による貸借も確実な実績と増加が見られることから、これら農地の利活用促進と担い手確保・育成に向けたなお一層の取り組み強化が重要となっている。

市街化区域外の地域においては、特に高齢化や担い手不足への対応が急務であり、令和5年4月に施行される農業経営基盤強化促進法及び農地中間管理事業等の関係法制度の周知と地域の事情を踏まえた活用を、農業委員会等とともに効果的に進めなければならない。

さらには、長引く肥料・飼料や燃料、生産資材等の高騰は、農業者の営農意欲の減退に繋がる喫緊の課題として継続した対応が必要となっている。

また、国民の社会生活に大きな変化をもたらした新型コロナウイルス感染の影響は、業務の推進に支障を生じさせたが、急務な課題が山積しているなかで歩みを止めることなく、解決に努めていく。

東京都農業会議は、このような情勢を踏まえ、令和5年度においても、持続可能な東京農業の発展に向け、「東京農業における農地に関する法律及び制度の有効活用がはかれる活動」、また、「将来を担う認定農業者および新規就農者等の農業経営を支援する活動」を基本として、会員等と連携のもと、東京都農業委員会ネットワーク機構、東京都農地中間管理機構の役割を効果的に発揮し、東京農業の確立に向けた積極的な活動に取り組むものとする。

## 令和5年度事業における重点事項等

### 1 農地関連法制度への対応と「地域別」農地利活用等の促進

#### **【市街化区域】**

- 「生産緑地」及び「特定生産緑地」等の農地の保全対策に努める。  
また、引き続き「特定生産緑地」制度の周知に取り組む。
- 「都市農地貸借円滑化法」の周知と、生産緑地の貸借のマッチングを行う「生産緑地バンク」の導入について、農業委員会と連携して積極的に取り組む。  
また、借り手の安定した経営継続につながる長期貸借等の掘り起こし活動を強化する。
- 農地の次世代への継承に不可欠な「相続税等納税猶予制度」の周知活動を強化するとともに、国に対して相続税制等の抜本的改正を要望していく。
- 田園住居地域等の都市計画関係法制度の活用について、農業者等への積極的な情報提供とともに、東京都や区市町の都市計画部署等関係機関とも連携した研究や具体的検討に参画する。

#### **【市街化区域以外】**

- 改正農業経営基盤強化促進法等による「目標地図」及び「地域計画」の策定等、新たな制度への対応や周知に積極的に取り組む。  
特に、農地中間管理事業による「農地バンク」機能の発揮につながるよう市町村・農業委員会等と連携し、担い手等への農地の利用集積等をはかる。
- 農地法第3条下限面積要件の廃止についての対応をはかる。
- 農業者の高齢化と担い手不足を補完するための生産振興、流通対策等の必要とされる具体的な政策について、農業委員会と連携して政策の創設や拡充がはかれるよう積極的に支援・協力する。

### 2 「農業経営相談窓口」業務の充実

- 農業経営の法人化、農地の貸借・利活用や相続、税金等の農業経営にかかる様々な相談に対応するため、令和4年8月に専門相談員等を配置した「農業経営相談窓口」を設置したところであるが、令和5年度からは農業経営基盤強化促進法等改正の趣旨を受け、さらに、本窓口の周知及び体制を整備し、業務の充実に努める。

### 3 農業委員会提携活動の推進

- 農業・農地に関する法制度の改定等により農業委員会業務が増大する中で、一層連携を強化し、その対応をはかる。  
また、都内全農業委員会の活動計画や実績を共有するとともに、活動結果を集約し、意見提出や要請活動等と合わせて、広く都民及び関係機関等に公表する。

# 事業展開

## I 組織運営

### 1 会議の開催

#### (1) 総会

本会の基本事項と事業推進方策などを検討するため、通常総会（年2回）及び臨時総会を開催する。

#### (2) 理事会

組織運営及び総会提出事項等を検討するため、必要に応じて開催する。

#### (3) 常設審議委員会

法定事項等の審議及び農業委員会との連携活動等を協議するため、毎月1回（原則17日）開催する。

#### (4) その他の会議

##### ① 事業推進協議会

本会の業務並びに農業委員会との連携活動及び農政活動の推進に関し、会員の意見を求め、これを業務に反映させるため、年2回開催する。

##### ② 監査会

業務及び会計について、監事による監査会を年2回開催する。

#### (5) 農業委員会任期満了に伴う役員の補充

令和5年7月に都内7割の農業委員会において委員の任期満了を迎えることから、地区協議会・連合会から選出される役員に異動が生じた場合は、総会において役員の補充を行う。

### 2 効果的な事業執行と事務等の効率化

事業拡充により、事務所移転及び人員の補充を行い、事務局体制の整備を行うとともに、事業の効果的な執行に努める。

また、業務推進にあたり、会議や研修等でのペーパーレス化及び書類管理の効率化・省力化をはかるためのデジタル化について検討し、段階的な実施をはかる。

## II 事業活動

### 1 農地対策関係事業

#### (1) 農地関係諮問答申

##### ① 農地法・土地区画整理法等の諮問に対する審議・答申

農地法第4条・5条・18条、土地区画整理法第136条等の規定に基づく諮問

について常設審議委員会において審議し、答申する。

## ② 諮問に伴う現地調査の実施

諮問の審議に先立ち、必要に応じて現地調査を実施する。

## (2) 農地の保全と利活用の推進

農地の保全及び利活用の促進に向け、都内全域における統一的活動と地域別の対策等を進めるものとする。

### ① 農地法第3条下限面積要件廃止の対応

令和5年4月に施行される農業経営基盤強化促進法等の一部改正により、農地法第3条許可における農地の権利取得時の下限面積要件が廃止されることから、農業委員会と連携し、その対応をはかる。

### ② 「農地保全・利活用促進月間」の実施

8～10月を月間に設定し、都内全域で推進活動を展開する。活動実績をまとめ、事例や課題の共有をはかる。

月間における農業委員会活動を支援するため、関係法令や肥培管理・利用状況等に関する資料の提供や農業委員会等からの相談に積極的に対応する。

### ③ 農地制度等の周知と利活用

東京の限られた農地を農業生産に積極的に活用し、農業経営の安定的継続と遊休・不耕作農地の解消・防止をはかる一環として、農地関係制度等について適用区域ごとに正しく周知徹底するとともに、その積極的活用を推進する。

## 【市街化区域】

### ア. 生産緑地の保全管理の推進

生産緑地及び特定生産緑地の指定を受けた農地については、これまで同様、農地保全と利活用が促進されるよう支援に取り組む。

また、特定生産緑地については、令和5年以降にも順次指定作業が行われることから、引き続き、制度周知及び相談等の活動を農業委員会と連携し展開する。

併せて、やむを得ない事由により、期限内に申請ができなかった農業者への救済措置の検討を求めていく。

### イ. 生産緑地指定の促進

生産緑地指定の拡大に向け、区市における追加及び再指定の促進を支援する。

また、特定市以外の自治体において生産緑地の指定要望がある場合は、協力を努める。

### ウ. 都市農地貸借円滑化法による生産緑地の利活用の促進

増加している本法による貸借の事例を踏まえ、制度の正しい理解と、有効活用のための周知活動を推進する。

また、貸し手借り手の状況を把握し、マッチングに繋げるべく「生産緑地バンク」の導入を推進し、地域に踏み込んだ具体的支援を行うとともに、行政域を越えた相談・支援にも積極的に取り組む。

さらに、安定した経営継続につながる長期貸借等の掘り起こし活動を積極的に

進めていく。

## 工. 農地と経営継承のための相続税等納税猶予制度の周知と対応

農地の次世代への継承に不可欠な「相続税等納税猶予制度」の周知等をはかるとともに、国に対して相続税制等の抜本的改正を働きかける。

### 【市街化区域以外】

#### オ. 農業経営基盤強化促進法等の改正への対応

農業経営基盤強化促進法等の一部改正が令和5年4月に施行されることから、改正法の対応と周知をはかり、担い手に対する農地の利用集積等をより一層強化する。

また、同法で規定する協議の場の設定（改正基盤法第18条）・地域計画づくり（同法第19条）・農業委員会が素案を作成する目標地図づくり（同法第19条）への対応については市町村との連携を強化し取り組む。

#### カ. 農業振興地域の農地対策の推進

##### i) 農業振興地域実態調査等を踏まえた振興対策の検討

これまで実施した調査結果を踏まえ、新たな振興対策等について検討を進める。

##### ii) 農地利用状況の実態と利活用促進を考える研究会の開催

農業振興地域における農地対策推進のための研究会等を開催する。

#### キ. 島しょ地域等の農地対策

##### 島しょ地域における農地利活用促進を考える研究会の開催

島しょ地域における農地対策推進のための研究会等を開催する。

### ④ 都市計画制度活用に向けた研究及び協力・支援

田園住居地域や地区計画制度等、農業のある地域づくりに繋がる都市計画関係法制度の活用について情報提供を行うとともに、関係機関等と連携し、具体的な検討を行う。また、東京都が設置する生産緑地に関する検討会等への参画をはじめ、東京都・区市町等関係機関との連携により、生産緑地の保全政策を研究する。

### ⑤ 農地関係法制度等に関する情報提供と相談対応

農地の保全、管理、貸借等に関する啓発資料の作成・配布や、都市農地制度の周知に向けた説明会の開催支援、講師派遣やリーフレット等の作成・配布、及びマッチングを含む法令等の相談対応を行う。

## (3) 農地中間管理事業の周知と活用

東京都農地中間管理機構として、改定を踏まえた役割・機能の発揮に努め、農地の中間保有・管理、権利設定を行う。

### ① 制度の周知徹底と活用

制度改正により、担い手等への農地利用集積の手法が農地中間管理事業に一本化される見込みであることを踏まえ、本制度のより一層の周知をはかる。

また、農地利用意向調査の活用など、本制度のメリットをいかした農地の貸借を、市町村・農業委員会と連携して推進する。

## ② 新規就農希望者等とのマッチングによる貸借の促進

新規就農相談との有機的な連携等により農地貸借の促進をはかるとともに、担い手が不足する地域については当該新規就農希望者の意向によりマッチングをはかる。

## ③ 農地利用状況調査を活用した遊休・不耕作農地の解消

農地利用状況調査によって把握した情報に基づき、遊休・不耕作農地の解消・防止の促進をはかる。

## ④ 農地の中間保有機能を活用した機動的な制度運用の実施

農地の中間保有機能を有効に活用するため、市町村・農業委員会と協力し、制度の効果的・機動的な運用をはかる。

## 2 担い手対策関係事業

### (1) 認定農業者等、企業的農業経営者への支援

東京農業を主体的に担う認定農業者及び認定新規就農者を育成・支援する。

#### ① 認定農業者・認定新規就農者制度の推進

##### ア. 認定農業者制度の推進

区市町村と連携して、認定農業者の確保に積極的に取り組むとともに、経営改善に向けた支援を強化する。

##### イ. 認定新規就農者制度の推進

市街化区域において生産緑地の貸借が可能になったこと等を受け、区市町村と連携して、認定新規就農者制度の周知と経営の確立に向けた支援に取り組む。

##### ウ. 認定農業者等の組織化

認定農業者等の相互研鑽や連携をはかる場として、区市町村段階における認定農業者の組織化を積極的に支援する。また、認定農業者組織や経営者クラブの都段階における緩やかなネットワーク組織の構築をめざす。

##### エ. 東京都担い手育成総合支援協議会の運営

新規就農希望者を含む認定農業者等担い手を積極的に支援するため、協議会の機動的な展開を図り、担い手の育成と農地の有効活用を推進する。

#### ② 企業的農業経営の支援

##### ア. 複式簿記や家族経営協定の推進等経営管理のための支援

農業経営の状況を的確に把握するため、認定農業者・認定新規就農者等を対象に区市町村等と連携して、簿記記帳講習会を開催する。

また、経営計画策定に合わせて家族経営協定の推進に取り組む。

##### イ. 農業者年金制度の普及推進

農業委員会の行う農業者年金業務の推進に協力するとともに、都市農地貸借円滑化法により、市街化区域においても政策支援加入が可能になったことから、さらなる制度の周知と加入推進活動に取り組む。

##### ウ. 収入保険等制度の周知

農業経営におけるリスク管理等の観点から、収入保険や労災保険制度等を周知する。

## エ. 農業経営の法人化の研究・支援

農業経営の法人化を希望する農業者を育成・支援するため、セミナーの開催および相談対応等を行う。

また、農業法人や法人化を目指す経営者の自主的組織である東京都農業法人協会との連携を図り、その活動を支援する。

## オ. 農福連携の推進

農福連携を導入・実践する担い手を積極的に支援する。

## カ. 農業体験農園の推進

高まる都市住民の農業参画への意向に適い、農業経営の一環として開設される農業体験農園の周知とその推進をはかるとともに、NPO法人全国農業体験農園協会との連携を強化する。

## キ. 雇用就農資金関係事業の活用

雇用している農業者や法人等を支援するとともに、新たな雇用への対応等について提案を行う。

## ク. 東京アグリマネジメントスクールの開催

農業経営の発展及び農業経営者の自己研鑽の機会として、東京アグリマネジメントスクールを開催する。

## ケ. 東京農業経営者クラブとの連携

企業的農業経営者がさらなる経営発展を図り得るよう、区市農業経営者クラブの活動を支援するとともに、東京都農業経営者クラブとの連携活動を強化する。

## (2) 新規就農希望者及び新規就農者への支援

### ① 新規就農希望者等に対する相談と無料職業紹介業務の推進

新規就農希望者や農業への新規参入を希望する法人に対する相談事業を実施するとともに、研修や助成制度及び農地等に関する情報提供を行う。

また、雇用就農希望者に対しては、無料職業紹介業務によるマッチングを行うなど、新規就農希望者に対する独立営農への支援に加え、雇用就農への支援等を実施する。

### ② 新規就農希望者等に対する支援

#### ア. 新規就農希望者経営計画支援会議の開催

新規就農希望者に対し、スムーズな就農と農業経営を支援するため、関係各方面の専門家による経営計画支援会議を開催する。

#### イ. 東京農業アカデミー「八王子研修農場」への協力

新規就農希望者を対象とする東京都の研修施設である東京農業アカデミー八王子研修農場のカリキュラムへ協力し、講師を派遣する。

### ③ 新規就農者に対する定着支援

#### ア. 販路開拓への支援

新規就農者の経営の安定と定着を支援するため、販路拡大への取組や農産物直売マルシェ等を企画・実施する。

#### イ. 活動支援のためのホームページの更新

都内新規就農者の活動をアピールし、広告ツール及び相互の情報交流に活用できる新規就農者のためのホームページを運営する。

#### ウ. 農業経営・農業技術に関する研究会・学習会の開催

営農活動を確かなものにするために、新規就農者相互の課題の共有、農業経営のための相互研鑽の場として、現地研究会や学習会等を開催する。

### (3) 「農業経営相談窓口」業務の充実

農業経営の法人化、農地の貸借・利活用や相続、税金等の総合的な相談事業を展開する。

令和4年8月に専門相談員等を配置した「農業経営相談窓口」を設置したが、改正農業経営基盤強化促進法等の趣旨を踏まえ、体制を強化・整備し、業務の充実に努める。

### (4) その他の担い手等への支援

#### 企業的農業経営顕彰及び農業後継者顕彰の実施

農業者の経営発展に向け、農業委員会より推薦を受け、企業的農業経営および農業後継者の顕彰事業を実施する。

## 3 農業委員会に対する協力・連携事業

### (1) 農業委員会活動強化対策の推進と農業委員会活動への協力

農業委員会の総意により決定した「農業委員会活動推進要領」及び「農地等の利用の最適化の推進に関する指針」等を基本とした農業委員会活動の支援・協力を行う。

### (2) 行政区域を越える広域展開への支援・協力

農業経営及び農地等に関して、農業委員会の行政区域を越える事案についての連携がはかれるよう支援・協力を行う。

### (3) 委員・職員及び新任委員等の研修・研究会等の開催

現地開催やオンライン開催など、適宜状況に応じながら、農業委員・農地利用最適化推進委員及び職員の研究・研修会を開催し、活動の一層の充実をはかる。

なお、令和5年7月に都内7割の農業委員会で任期満了を迎えることから、新任委員等への研修会を実施する。

### (4) 地区農業委員会協議会・連合会との連携

地区協議会・連合会等の活動に協力し、地域の課題共有と課題解決や地域振興への連携・研究を進める。

### (5) 情報収集・提供と共有

農業委員会相互の情報共有をはかるため、情報収集及び情報提供を行う。

特に、農業委員会の事務等が円滑に進むよう、業務資料等の作成・提供及び相談対応等を行う。

## **4 農業政策・農業振興対策関係事業**

### **(1) 農政対策**

#### **① 意見提出・要請活動**

##### **ア. 農業委員会法第53条に基づく行政機関等に対する意見提出**

農業委員会ネットワーク機構として、農業委員会の意見等を集約し、農地の利用最適化等の推進に向け、行政機関等に対し、法律に基づく意見提出を行う。

##### **イ. その他の要請活動**

東京都農業委員会・農業者大会で決定した国に対する要望等について、関係国会議員及び関係省庁に対し要請活動を実施する。

#### **② 関係行政機関等との連携**

全国農業会議所と連携し都市農業に関する制度や施策について国に要望を行うほか、国・東京都及び関係機関と連携し、情報の収集・提供を行う。

### **(2) 第65回東京都農業委員会・農業者大会の開催**

農業者の意志を結集し、これを広く表明するとともに、農政施策に反映させるため、第65回東京都農業委員会・農業者大会を開催する。

### **(3) 区市町村農業振興計画（地方計画）の策定・実現への協力**

区市町村における農業振興計画の改定等について、必要に応じて協力を行う。

### **(4) 地域振興支援事業の実施**

地域振興支援事業を継続実施し、地域振興・活性化対策に取り組む事業実施関係市町村に協力する。

### **(5) 消費者団体及び市民等と農業者との交流、意見交換の推進**

農業に興味関心を持つ消費者及び市民、福祉や教育関係者等と交流会や意見交換会を行い、東京農業への理解促進を図る。

## **5 調査研究・情報活動事業**

### **(1) 調査研究事業**

東京都の委託を受けて、都条例に基づく指定調査である農作物生産状況調査をはじめ、都市地域および農業振興地域の現状や課題把握のための調査を、農業委員会等の協力を得て実施する。

① 基礎調査・動向調査

② 東京都農作物生産状況調査

③ 都市農地貸借に関する調査

④ 都市農業実態調査

⑤ 農業振興地域実態調査

⑥ 都市農業に関する研究

## (2) 情報提供活動

### ① 農業会議情報等による情報提供活動

農業会議情報を定期的に発行し、農業委員会等関係機関に配布するほか、ホームページの更新頻度を上げ有効に活用する。

### ② 農業関連データ等の提供

都内の農業データを区市町村ごとにとりまとめたデータブック及び農業・農地に関する資料を作成し、配布する。

### ③ 全国農業新聞・全国農業図書の活用

農業委員会系統の組織紙である全国農業新聞による情報発信と普及推進、及び全国農業図書の活用の勧奨を行う。